

工事に係る内訳書確認基準

次に掲げる不備の内容に該当する場合は、当該入札を無効として取り扱うものとする。

区分	不備の内容
基本的な事項	(1)内訳書の件名に誤りがあるもの。 (2)内訳書の全部又は一部が提示されていないもの。 (3)当該工事の内訳書と特定できないもの。 (4)内訳書と無関係記載又は内訳書と無関係な書類等が提示されているもの。
記載内容	(1)入札説明書等に指示された項目を満たす内容の記載がないもの。 (2)内訳書の各項目の金額や合計金額等が正しく計算されていないもの(端数処理がされているものを含む。) (3)内訳書の合計金額が入札金額と異なるもの。 (4)単価契約以外の工事で材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費が未記載のもの(ただし、令和9年3月31日までに公告する工事に限り、暫定的に無効としないこととします)。
その他	(1)当該入札に係る他の入札参加者の内訳書を入手し、使用していることが明らかであると判断されるもの。 (2)小計、合計金額等の計算は、Excelに入力されているデータに基づいて計算する(表示形式で計算は行わない)。

※ 内訳書のファイルは、Excel書式での提出をお願いします。